

TMI Associates Newsletter

WINTER 2013
Vol.17

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- P.1 平成25年インサイダー取引規制の見直し
(2) REITインサイダー規制の導入等
- P.3 不動産特定共同事業法の改正
- P.5 顧客属性と自己責任を踏まえた説明義務を
— 最高裁平成25年判決で示された考え方 —
- P.6 ミャンマー労働法①

平成25年インサイダー取引規制の見直し (2) REITインサイダー規制の導入等

— 弁護士 滝 琢磨

第4 REITインサイダー取引規制の導入

1 経緯

現行の金商法においては、上場投資法人が発行する投資口の取引はインサイダー取引規制の対象とされていない。これは、投資口は、運用資産の純資産価額に基づく価格形成が行われるため、インサイダー取引の余地が比較的小さいと考えられていたことによるとされている⁽¹⁾。

しかしながら、投資口の実際の価格動向を見ると、例えばスポンサー企業の変更等によっても相当程度価格が変動している例もある。このため、こうした情報が公になる前に当該情報を知り得る立場の人がそれを知って取引を行えば、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を害するおそれがあるとの問題が指摘されていた。

こうしたことを踏まえ、平成24年3月から12月に至るまで、金融審議会において投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループが開催された。そして、投資家からより信頼

されるための運営や取引の透明性の確保等という観点から、「投資法人特有の事情を考慮しつつ、上場投資法人に係る投資証券の取引をインサイダー取引規制の対象とすることが適当である。」とする報告書がまとめられた。

本稿では、こうした報告書を受け、改正金商法において導入されたREITインサイダー取引規制についての理解のポイントを概説したい。各社においては、新規制の導入に伴う社内規程の見直しや役員・社員教育の実施などの未然防止体制の整備が求められるが、本稿がその整備にあたっての一助になれば幸いである。

2 理解のポイント

REITインサイダー取引規制の構造は、上場会社等に係るインサイダー取引規制の構造と類似する面が多いため、両者間の異なるポイントを中心に把握することによって効率的な理解が可能になると思われる。このため、以下では、上場会社等に係る規制との差異を中心に理解のポイントを挙げる。

ア 規制の対象となる有価証券

今般導入される規制の対象となる有価証券の範囲については、今後明らかにされる改正金商法に係る政府令によって詳細が定められるものと思われるが、基本的には、上場不動産投資法人の発行する投資証券等が想定されている。

イ 規制の対象となる主体

規制の対象となる主体は、上場会社等に係るインサイダー取引規制と同様に、会社関係者及び第一次情報受領者である。ただし、REITインサイダー取引規制では、会社関係者の範囲が広く捉えられている点に留意が必要となる。すなわち、上場会社等の場合には、当該上場会社等のみを軸として、その役員等や契約締結者などが会社関係者として位置付けられているのに対し、投資法人の場合には、当該投資法人だけでなく、その資産運用会社や特定関係法人(いわゆるスポンサー)⁽²⁾の三者を軸として、それらの役員等や契約締結者などが会社関係者として位置付けられている。

そして、こうして広く捉えられた会社関係者から情報の伝達を受けた第一次情報受領者が規制の対象に含まれることを踏まえると、今般のREITインサイダー取引規制の対象となる主体は、相当程度広くなることが想定される。⁽³⁾

ウ 重要事実の範囲

REITインサイダー取引規制における業務等に関する重要事実は、投資法人特有の事情が考慮されており、投資法人に関する決定事実、発生事実及び決算情報に加え、資産運用会社に関する決定事実及び発生事実も含められている点に留意が必要である。⁽⁴⁾

また、これらの具体的な内容に関しても投資法人特有の事情が考慮されており、例えば、①投資法人に関するものとして、資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約を行うことについての決定が定められているほか、②資産運用会社に関するものとして、資産の運用としての特定資産の取得若しくは譲渡又は賃借を行うことについての決定や、特定関係法人(いわゆるスポンサー)の異動などが定められている。⁽⁵⁾

エ 公表の主体

上場会社等に係るインサイダー取引規制では、原則として上場会社等自身による一定の公表措置が講じられなければ規制は解除されないが、REITインサイダー取引規制においては、投資法人特有の事情を考慮し、異なる取扱いが定められている。すなわち、①投資法人に関する決定事実及び決算情報については当該投資法人が、②資産運用会社に関する決定事実については当該資産運用会社が、③それ以外の事実(投資法人若しくは資産運用会社に関する発生事実又はいわゆるバスケット条項)については当該投資法人又は当該資産運用会社が、それぞれ一定の公表措置を講じた場合に限り、規制が解除されることとされている。

オ 情報伝達・取引推奨規制の導入

改正金商法において導入された情報伝達・取引推奨規制は、REITインサイダー取引規制における業務等に関する重要事実に関しても適用される。このため、職務等に関して未公表(上記エ参照)の重要事実(上記ウ参照)を知った会社関係者(上記イ参照)が、公表前の取引により利益を得させる等の目的で、他人に対し、重要事実を伝達し、又は取引推奨する行為は規制されることとなる。⁽⁶⁾

カ 売買報告義務、短期売買利益の返還義務

REITインサイダー取引規制が導入されたことに伴い、情報の不正利用を目的とする売買報告義務(金商法163条)や短期売買利益の返還義務(金商法164条)に関する規定の適用範囲も、上場不動産投資法人等の役員や、資産運用会社の取締役等に拡大されている。

第5 その他のインサイダー取引規制の見直し

1 課徴金の計算方法の見直し

近年発覚した公募増資に関するインサイダー取引事案にお

いては、資産運用を行う金融機関等が、投資家から拠出を受けた金銭の運用としてインサイダー取引を行っていたものであるが、こうした行為に対する課徴金額が5万円から37万円という水準であったことが問題として指摘されていた。このため、改正金商法では、他人の資産の運用を業として行っている者が他人の計算でインサイダー取引等を行った場合には、違反行為を行った月の報酬相当額に3を乗じた額を課徴金額とすることとされている。

2 公開買付者等関係者の範囲の拡大

近年、公開買付け等の対象会社の役員やその情報受領者によるインサイダー取引が増加していることを踏まえ、改正金商法では、公開買付者等からの伝達により公開買付け等事実を知った対象会社及びその役員(職務に関し知った場合のみ)を、インサイダー取引規制の対象となる「公開買付者等関係者」(金商法167条1項)の範囲に追加することとされている。

3 公開買付け等事実の情報受領者に関する適用除外の新設

近年、対象会社に対する公開買付け等を行おうとする者が、同じ対象会社の買収を狙う競合他社に対して、あえて自ら公開買付け等を行う予定である旨を伝えることにより、当該競合他社による買収を阻止する事案等があるとの指摘がなされていた。これを踏まえ、改正金商法では、他者の公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者に関して、次の二つの適用除外規定を新設することとされている。

- ①自ら公開買付けを行うに際して、当該伝達を受けた事実を公開買付開始公告において明らかにし、かつ、当該事実を記載した公開買付届出書が公衆縦覧に供された場合
- ②最後に当該伝達を受けた日から6月が経過した場合

4 クロクロ取引の適用除外の拡大

金商法は、未公表の重要事実等を知る一定の者の間で行われる相対取引(いわゆるクロクロ取引)を適用除外の対象としている。もっとも、公開買付者等関係者の禁止行為(金商法167条)に係るクロクロ取引に関しては、第一次情報受領者と第二次情報受領者との間で行う取引も適用除外の対象に含まれるのに対し、会社関係者の禁止行為(金商法166条)に係るクロクロ取引に関しては、こうした取引は適用除外の対象とされておらず、適用範囲に差異が生じていた。このため、改正金商法では、後者に関しても適用除外の対象となるよう見直しがされている。

5 知る前契約・計画の一般化

金融審議会のインサイダー取引規制に関するワーキング・グループの報告書(平成24年12月25日)では、いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に関して、取引の円滑を確保する観点から、より包括的な適用除外の規定を設けるとともに、必要に応じガイドライン等により法令の解釈を事前に示していくことが適当である旨の報告が行われている。この見直しに関しては、法律レベルの改正が行われておらず、今後明らかにされる改正金商法に係る政府令などにおいて詳細が定められるものと思われる。

以上

- (1)平成24年12月7日付け「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」
- (2)改正金商法においては、①資産運用会社を支配する会社及び②資産運用会社の利害関係人等のうち、運用対象たる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行った法人が「特定関係法人」（いわゆるスポンサー）として定義されているが、いずれも具体的内容は政令に委任されている。
- (3)事案にもよるが、REITのスキーム関係者は、基本的には全て規制の対象に含まれるおそれがあるため、それを前提に各種の未然防止措置を講じることが適当と考えられる。
- (4)上場会社等の業務等に関する重要事実と同様に、いわゆるバスケット条項も置かれている。
- (5)法律に個別列挙されたもの以外は政府令に委任されており、大口テナントの退去に関する事実などが定められるものと思われる。
- (6)ただし、刑事罰・課徴金の対象となるのは当該他人が取引を行った場合に限られる。

弁護士
滝 琢磨
(1979年生)

Takuma Taki
直通 / 03-6438-5445
MAIL / ttaki@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

金融取引
証券化 / プロジェクトファイナンス
企業合併・買収 (M&A)

【登録、所属】

第二東京弁護士会登録(2007年)

不動産特定共同事業法の改正

— 弁護士 谷笹 孝史

第1 はじめに

平成25年6月17日、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律が成立し、同月21日に公布された。同改正法に基づく改正後の不動産特定共同事業法(以下「改正不特法」という。)においては、一定の要件を満たすことにより、これまで同法の下では利用が困難であった「SPC」を利用した不動産投資スキームの構築が可能となる。本稿においては、今回の不特法の改正の概要について解説する。

第2 従来の不特法の概要とその問題点

従来の不特法(以下「改正前不特法」という。)においては、以下の契約等が「不動産特定共同事業契約」と定義され(改正前不特法2条3項)、(i)当該「不動産特定共同事業契約」を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引(不動産の売買、交換又は賃貸借)から生ずる収益又は利益の分配を行う行為(第1号事業)及び(ii)当該「不動産特定共同事業契約」の締結の代理又は媒介をする行為(第2号事業)を「不動産特定共同事業」として、同事業を営むには主務大臣等の「許可」が必要とされていた(改正前不特法3条1項)。

- ・各当事者が出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約(いわゆる任意組合理型)
- ・当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため出資を行い、相手方がその出資された財産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる利益の分配を行うことを約する契約(いわゆる匿名組合理型)
- ・当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため自らの共有に属する不動産の賃貸をし、又はその賃貸の委任をし、相手方が当該不動産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約(いわゆる賃貸型)

この点、かかる不動産特定共同事業を営むのに必要となる許可の取得には極めて厳格な要件が必要とされており(資本金規制、事業を適確に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有するものであることなど)、SPCが当該許可を取得することは現実的には不可能であったことから、改正前不特法の下では、SPCを用いた不動産投資スキームを行うことはできなかった。

もっとも、レバレッジを利かせるためデットを調達して行う不動産投資スキームにおいては、倒産隔離の観点等から不動産保有ビークルとしてSPCを利用することがレンダーから要求されるのが一般的であるところ、上記のとおり、改正前不特法の下ではSPCを利用した不動産投資スキームを行うことができなかったことから、不特法が不動産投資スキームとして利用されることは稀であった。そこで、不特法の下でもSPCを利用した不動産投資スキームを採用することも可能とすることによって、不特法の活用機会を広げるとというのが、今回の不特法改正の主たる理由として挙げられる。

第3 改正の概要(特例事業の要件)

改正不特法においては、「不動産特定共同事業契約」を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為(第1号事業)のうち、以下の要件を充足する事業を「特例事業」と定義し、当該「特例事業」については、「許可」が不要とされ、「届出」のみにより、当該事業を営むことが可能となった(改正不特法2条6項、7項、40条の2)。

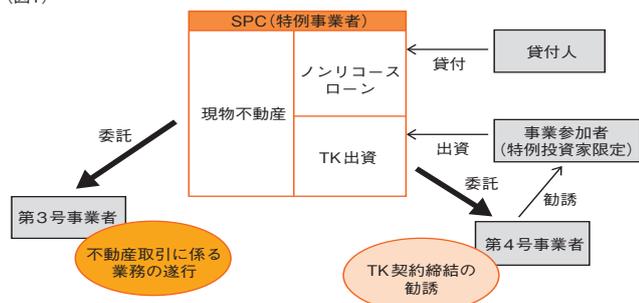
- ・当該行為を専ら行うことを目的とする法人(SPC)が行うものであること。
- ・不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を一の「第3号事業者」に対して委託すること。
- ・不動産特定共同事業契約(匿名組合理型等)の締結の勧誘に係る業務を「第4号事業者」に委託すること。
- ・「特例投資家」を相手方又は事業参加者とするものであること。
- ・その他事業参加者の利益の保護を図るために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。

また、特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者

である不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を行う行為(以下「第3号事業」という。)、及び、特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為(以下「第4号事業」という。)が新たに「不動産特定共同事業」の範囲に追加され、改正不特法に基づく許可が必要となる事業の対象となった(改正不特法2条4項3号、4号)。

改正不特法の下で新たに可能となる不動産投資スキームの想定スキーム図は、以下の通りである(図1)。

(図1)



第4 改正の概要(各事業者に対する規制)

1 特例事業者に対する規制

「特例事業」を営むためには、上記のとおり、当該事業を営む者(「特例事業者」)が一定事項の「届出」を行うことが必要となるが(改正不特法40条の2)、「許可」の取得は不要である。これにより、「特例事業」については、SPCを資産保有ビークルとして利用することが可能となる。

但し、特例事業者は、みなし宅建業者として、宅地建物取引業法の一部が適用される点には注意が必要である(改正宅建業法77条の3)。例えば、瑕疵担保責任についての特約の制限(宅建業法第40条)、手付金等の保全義務(宅建業法第41条)等の規定については特例事業者にも適用されることとなるため、SPCがかかる義務を負担することについて、不動産投資スキーム全体に与える影響について検討する必要がある⁽¹⁾。

2 第3号事業者に対する規制

上記のとおり、「第3号事業」が新たに「不動産特定共同事業」の範囲に追加されたため、同事業を営むためには、主務大臣の許可が必要となる(改正不特法2条4項3号、3条)。なお、許可の要件としては、現行の第1号事業に係るものとほぼ同様とされている。

また、第3号事業を営む者(「第3号事業者」)は、不特法に基づく各種行為規制⁽²⁾に従う必要がある。

3 第4号事業者に対する規制

上記のとおり、「第4号事業」が新たに「不動産特定共同事業」の範囲に追加されたため、同事業を営むためには、主務大臣の許可が必要となる(改正不特法2条4項4号、3条)。なお、許可の要件としては、現行の第1号事業に係るものとほぼ同様のものに加えて、第二種金融商品取引業の登録を受けていることが必要とされている。

また、第4号事業を営む者(「第4号事業者」)についても、不特法に基づく各種行為規制に従う必要がある。

4 特例投資家に対する規制

特例事業者に対する事業参加者(出資者)は、特例投資家(銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社と定義される。)に限定されている。当該「特例投資家」の範囲については、主務省令でいかなる範囲の者が指定されるかによるが、改正不特法による新たな不動産投資スキームの活用を拡大するためには、投資家保護には配慮しつつも、広い範囲の者が「特例投資家」として規定されることが期待される。

第5 税制

平成25年度税制改正において、特例事業において取得する不動産のうち一定の要件⁽³⁾を満たすものについて、登録免許税及び不動産取得税の軽減措置が設けられた。具体的には、登録免許税については、所有権移転登記の税率が1000分の13(本来は1000分の20)、所有権保存登記の税率が1000分の3(本来は1000分の4)とされている(改正租税特別措置法83条の3)。また、不動産取得税については、課税標準の算定にあたり、当該不動産価格の2分の1が控除される(改正地方税法附則11条)。

第6 施行

改正不特法の施行は、公布の日から6ヶ月以内とされており(改正不特法附則1条)、本年12月21日までに施行されることとなる。

なお、改正不特法においては、多くの事項が政省令で定めるところとされており、規制の全体像を探るためには、政省令の内容を確認することが不可欠となるが、2013年9月24日現在のところ、政省令の改正案は公表されていない。かかる政省令の改正案が公表された場合には、次回以降のニューズレター等において、適宜フォローアップを行う予定である。

以上

(1)但し、宅建業者が負う重要な義務のうち、取引主任者の設置義務、重要事項の説明義務、書面交付義務等については、適用がないとされている(改正宅建業法77条の3第2項)。
 (2)なお、今回の改正により、自己取引等の禁止及び再委託の禁止が行為規制として新たに規定された点には注意が必要である(改正不特法26条の2、26条の3)。
 (3)改正租税特別措置法施行令43条の3、改正地方税法施行令附則第7条19項ないし21項に定められる。

弁護士
谷 笹 孝史
 (1974年生)
 Takafumi Tanisasa
 直通 / 03-6438-5331
 MAIL / ttanisasa@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
 ストラクチャード・ファイナンス プロジェクト・ファイナンス
 証券化・流動化・REIT 太陽光発電・その他自然エネルギー

【登録、所属】
 東京弁護士会(2002)

顧客属性と自己責任を踏まえた説明義務 —最高裁平成25年判決で示された考え方—

— 弁護士 白井 勝己
— 弁護士 大越 有人
— 弁護士 倉内 英明

第1 はじめに

投資勧誘と説明義務についての裁判はバブル崩壊の頃から多数提起されてきたところであるが、いわゆるリーマン・ショックに端を発する世界的な金融危機の発生以降、さらに数多くの事件が裁判所に係属するようになってきている。こうした中、本年3月に金利スワップの説明義務について最高裁の判断(以下「平成25年判例」という。)⁽¹⁾が下され、デリバティブ取引等の仕組商品についての説明義務に関して一定の指針が示されたところである。本稿では、平成17年に示された適合性原則に関する最高裁の判断(以下「平成17年判例」という。)⁽²⁾を前提としつつ、平成25年判例で示された説明義務についての考え方を少し敷衍して考えてみたい。

なお、本稿は、筆者らの所属する法律事務所等とは関係なく、筆者らの個人的見解に過ぎないことにご留意いただきたい。

第2 平成17年判例

平成17年判例の事案は、大阪証券取引所における日経平均株価オプション取引により巨額の損失を被った水産物等の卸売業を営む会社が、証券会社担当者による過当取引、断定的判断の提供、説明義務違反、適合性原則違反等を主張して損害賠償を求めたというものであるが、当該事案において最高裁は、適合性原則に関する業法規制や自主規制の存在を指摘した上で、「証券会社の担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法になると解するのが相当である」との著名な一般論を述べつつも、「顧客の適合性を判断するに当たっては、単にオプションの売り取引という取引類型における一般的抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、当該オプションの基礎商品が何か、当該オプションは上場商品とされているかどうかなどの具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要がある。」とした上で、商品特性や顧客の投資経験を詳細に指摘して当該商品に係る取引を自己責任で行う適性を欠き、取引市場から排除されるべき者であったといえないとして適合性原則違反を認めた原判決を破棄している。

第3 平成25年判例

平成25年判例の事案は、銀行との間で、同一通貨間で一定の

想定元本・取引期間等を設定し、固定金利と変動金利を交換してその差額を決済するいわゆるプレーン・バニラ・金利スワップ取引を行った会社が、銀行に説明義務違反があったとして損害賠償を求めたというものであるが、当該事案において最高裁は、「本件取引は、将来の金利変動の予測が当たるか否かのみによって結果の有利不利が左右されるものであって、その基本的な構造ないし原理自体は単純で、少なくとも企業経営者であれば、その理解は一般に困難なものではなく、当該企業に対して契約締結のリスクを負わせることに何ら問題のないものである。」「本件取引の基本的な仕組みや、契約上設定された変動金利及び固定金利について説明するとともに、変動金利が一定の利率を上回らなければ、融資における金利の支払よりも多額の金利を支払うリスクがある旨を説明したのであり、基本的に説明義務を尽くしたものである」ということができる。」などとした上で、①中途解約時の清算金の具体的な算定方法、②先スタート型とスポットスタート型の利害得失、③固定金利の水準の妥当性についての説明義務違反を認めた原判決を破棄している。

第4 これらの最高裁判例の位置づけ

平成17年判例は、不法行為上違法となる場合は適合性原則から著しく逸脱した勧誘が行われた場合であるとしている点や、適合性原則の判断に当たっては取引類型における一般的抽象的なリスクのみを考慮するだけでは足りず、具体的な商品特性や投資経験等の顧客属性を踏まえた総合的判断を行う必要がある旨を指摘している点、最高裁自身が顧客の投資経験を詳細に指摘して適合性原則の観点から不法行為責任が成立する場合に一定の限定をかけた点で、最高裁が適合性原則の判断に当たっては商品特性や顧客属性(特に投資経験)について慎重な考慮が必要であるとともに、その際には投資家の自己責任を十分に考慮する必要があることを示唆しているように思われる。

周知のとおり、平成18年改正後の金融商品販売法では、説明義務に平成17年判例における適合性原則の考え方が取り込まれるようになっており、同法に基づく説明義務の履行は、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならないとされている。⁽³⁾平成19年9月30日から施行された金融商品取引法令では一般顧客に対する契約締結前交付書面の交付義務が定められ、店頭デリバティブ取引等については平成22年の監督指針の改正及びこれを踏まえた日本証券業協会による自主規制の改正がなされるに至っており、証券会社や銀行が金融商品に係る取引において顧客に提供すべき情報が年々増加してきているが、そうした書面の不交付や不十分な情報提供が、書面交付義務違反や自主規制違反を構成することは別論として、金融商品取引法令上の説明義務違反が認められるかについては、顧客の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度の説明が行われていたといえるかどうかにより決められることになる。こうし

たことから、説明義務違反の成否についても、適合性原則を踏まえた検討が行われるべきことになるが、その際には平成17年判例からすれば、商品特性や顧客属性(特に投資経験)について慎重な考慮を行うとともに、投資者側の自己責任を十分に考慮する必要があることになると思われる。

第5 平成25年判例を踏まえた説明義務の考え方

実際、平成25年判例でも、プレーン・バニラの金利スワップは、将来の金利変動の予測が当たるかどうかのみによって結果の有利不利が左右されるものであり、基本的な構造ないし原理自体が単純な仕組みであるという商品特定を指摘するとともに、こうした商品特性からすれば少なくとも企業経営者であればその理解は一般に困難ではないとして、商品特性と顧客属性を十分に考慮した上で、①取引の基本的な仕組み、②契約上設定された変動金利及び固定金利、③変動金利が一定の利率を上回らなければ、融資における金利の支払よりも多額の金利を支払うリスクがある旨といった取引の基礎的な事項を説明すれば説明義務を尽くしたといえると判断している。そして、原審が説明義務の対象とした固定金利の水準が妥当な範囲にあるか否かというような事情については、投資者側の自己責任に属すべきものと判示しており、投資者側の自己責任を十分に考慮している。

こうした25年判例で指摘されているような、将来の金融市場の指標の動向の予測が当たるかどうかによって結果の有利不利が左右される商品特性は、多くの仕組商品に妥当し得るのではないかと考えられるところであり、基本的には同様のアプローチが取られるべきことになると考えられる(なお、デリバティブ取引等の仕組商品であれば一律に複雑かつ難解な商品であると捉える向きもあるが、少なくとも平成25年判例においてはそうした考え方はとられていないことにも留意が必要と思われる。)

例えば、近時、デリバティブ取引だけでなく、仕組債に関する裁判も増加しているようであるが、それらの裁判においても基本的には上記と同様のアプローチがとられるべきことにならないか。もとより、仕組債には多様な商品が存在するため、一概にいうことはできないものの、平成25年判例で示された上記の考え方を当てはめれば、投資者が法人である場合や、相応の投資経験を有する者である場合には、取引の基礎的な事項(①基本的な仕組みとして、券面額・想定元本・取引期間(償還までの期間及び仕組部分において参照する株価等の判定期間)、金利の支払日、仕組部分で参照する株式等の銘柄等、②契約上設定されたノックイン価格やその他の条件(株価等の下落率が2倍の割合で償還価格に反映される特約等)、③株価等がノックイン価格に達した場合であって、その後株価が設定された基準価格に回復しなければ、元本が毀損されるリスクがある旨の説明)の説明がなされていれば、説明義務が尽くされていたといえることができる場合が多いのではないだろうか。

以上

- (1) 最一小判平成25年3月7日判例時報2185号64頁
 (2) 最一小判平成17年7月14日民集59巻6号1323頁
 (3) 金融商品販売法第3条第2項
 (4) 金融商品取引法38条第7号・金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号

弁護士
白井 勝己
 (1966年生)

Katsumi Shirai
 直通 / 03-6438-5686
 MAIL / kshirai@tmi.gr.jp



- 【主な取扱分野】 プロジェクト・ファイナンス
 証券化・流動化・REIT
 ストラクチャード・ファイナンス
 太陽光発電・その他自然エネルギー
- 【登録、所属】 第二東京弁護士会(1995) / ニューヨーク州(2004) / 国際委員会(1996) / 高齢者の財産管理委員会(1998-2000) / 両性の平等委員会(2001-2002) / 司法改革推進二弁本部裁判員裁判実務検討会(兼)裁判員制度対策部会(2005-2007) / 裁判員裁判実施推進センター委員会(東京第二弁護士会)(2008-) / 裁判員裁判実施本部会(日本弁護士会)(2008-) / 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ運営顧問(2009-) / 日本弁護士連合会人権擁護委員会(2012-)

弁護士
大越 有人
 (1977年生)

Arito Ogoshi
 直通 / 03-6438-5547
 MAIL / aogoshi@tmi.gr.jp



- 【主な取扱分野】 ファンド
 太陽光発電・その他自然エネルギー
 証券化・流動化・REIT
 不動産投資
 消費者対応
 商事関連訴訟
- 【登録、所属】 東京弁護士会(2002-2007)
 第一東京弁護士会(2011)
- 刑事訴訟
 反社会的勢力対応
 不正調査
 ストラクチャード・ファイナンス
 消費者関連法
 一般企業法務

弁護士
倉内 英明
 (1981年生)

Hideaki Kurauchi
 直通 / 03-6438-5313
 MAIL / hkurauchi@tmi.gr.jp



- 【主な取扱分野】 ストラクチャード・ファイナンス
 証券化・流動化・REIT
 不動産投資
 医療
- 【登録、所属】 ヘルスケア
 バイオ
 銀行・証券・保険・信託
- 東京弁護士会(2009)

ミャンマー労働法①

— 弁護士 行方 國雄
 — 弁護士 堤 雄史

第1 はじめに

ミャンマーはアジア最後のフロンティアとして注目を浴びてお

り、その理由の1つがミャンマー人の識字率の高さ、人件費の安さ等の魅力的な労働市場に存する。具体的には、識字率は92% (男性94.7%、女性89.2%)⁽¹⁾であり、人件費は東南アジアにおいて最低レベルにある。また、労働人口は約2800万人であり、2020年までに12%の増加が見込まれている⁽²⁾。しかし、当然ながらミャンマーにも労働法は存在し、古い法律が多いものの、いずれの法律も効力を有しており、こうした労働法を遵守した上で雇用を進める必要がある。また、2011年に労働組合法が改正され

て以降、他国と同様ストライキも増加してきていることから、個別の労働関係法のみならず、団体的労使関係法にも留意する必要がある。そこで、本Newsletterにおいて、3回に分けてミャンマーの労働法について紹介する。

第2 労働法の概要

日本と同様、ミャンマーにおいても、労働関連法を全て纏めた労働法という1つの法典が存在するわけではなく、労働に関する法律は多数制定されている。そのうち、従業員の基本的な権利と義務に関する法律(The Law Prescribing the Fundamental Rights and Duties of People's Workers, 1964)が、日本の労働基準法のように労働者の権利義務に関して基本となる法律であったが、2011年12月に廃止された。現在、それに代わる新たな基本法は制定されていない。

したがって、現状としては、次のような多くの個別法が労働者の権利義務、労働組合等の枠組みを規定している。すなわち、労働者災害補償法(The Workmen's Compensation Act, 1923)、賃金支払法(The Payment of Wages Act, 1936)、雇用統計法(The Employment Statistics Act, 1948)、工場法(The Factories Act, 1951)、店舗および商業施設法(The Shops and Establishments Act, 1951)、休暇および休日法(The Leave and Holidays Act, 1951)、油田(労働および福利厚生)法(The Oilfields(Labour and Welfare) Act, 1951)、雇用制限法(The Employment Restriction Act, 1959)、海外雇用に関する法(The Law relating to Overseas Employment, 1999)、労働組合法(The Labour Organization Law, 2011)、労働紛争解決法(The Settlement of Labour Dispute Law, 2012)、社会保障法(The Social Security Law, 2012。成立はしているものの、未施行である。)、最低賃金法(The Minimum Wages Law, 2013)、労働および技術向上法(The Work and Skill Development Law, 2013。成立はしているものの、未施行である。)

また、上記に加え、外国投資法(The Foreign Investment Law) (2012年)に基づき設立された会社に対してのみ課せられる規制、経済特区法(The Myanmar Special Economic Zone Law) (2011年)に基づき経済特区に設立された会社に対してのみ課せられる規制が存在する。

上記労働法の管轄省庁は労働・雇用・社会保障省(Ministry of Labour, Employment and Social Security)である。同省は労働局(Department of Labour)、中央内陸輸取扱委員会(Central Inland Freight Handling Committee)、省事務局(Office of the Minister)、社会保障委員会(Social Security Board)、工場労働法監督局(Factories and General Labour Laws Inspection Department)、中央労働紛争委員会(Central Trade Dispute Committee)によって構成されている。

以下、主要な場面に応じた法規制について概観する。

第3 労働時間および休暇等に関する規制

■ 労働時間

就労先に応じて異なる法律により異なる労働時間が規定されている。すなわち、工場における労働者に関しては工場法、油田における労働者に関しては油田(労働および福利厚生)法、店舗、商業施設、公共娯楽施設における労働者に関しては店舗および商業施設法等である。そのうち、適用対象者が多い店舗および商業施設法について詳述する。

本法における「店舗」とは、現金もしくは信用取引で商品もしくは品物の卸売業もしくは小売業のために全体もしくはその一部が利用されている営業所、理容室もしくは美容室の目的で利用されている営業所、または大統領がこの法律のために通知で店舗に該当すると定めた営業所をいう。但し、商業施設、公共娯楽施設、工場および産業施設は除かれる(店舗および商業施設法2条(a))。「商業施設」とは、広告業、問屋業、運送業、代理業の事業が営まれている施設、工場、産業的もしくは商業的事業の事務部門、保険会社、株式会社、銀行もしくは仲介業者、またはそのほか大統領がこの法律のために通知で商業施設と定める施設もしくはその種類をいう。但し、店舗および公共娯楽施設は除かれる(同条(b))。「公共娯楽施設」とは、映画館、劇場またはそのほか大統領がこの法律のために通知で公共娯楽施設と定める施設もしくは同様のものをいう。但し、店舗、商業施設、工場および商業施設は除かれる(同条(c))。

店舗、商業施設または公共娯楽施設における労働者は、1日8時間以上、または、1週間48時間以上働くことは原則として許されない。しかし、棚卸、計算書の作成、決算、そのほか所定の事業上の活動が生じた日または週、そのほか所定の期間においては、1日8時間以上、または、1週間48時間以上働くことを要求することが認められる。但し、時間外労働が年間で60時間を超えることは認められない(同法7条2項)。なお、残業手当は平均賃金の2倍を支払わなければならない(同法10条)。休日労働の場合の割増率も同様である。

夜間労働に関して、管理人または警備員を除き、店舗または商業施設の労働者は、午後9時30分以降働くことは原則として認められない。しかし、所定の銀行に勤務する者については、許容される時間外労働時間の範囲内において、深夜12時まで働くことを要求することが認められている(同条3項)。

休憩時間に関して、店舗、商業施設または公共娯楽施設における労働者が、1日に5時間以上働く場合には、少なくとも30分以上の休憩を与えなければならない(同条4項)。店舗、商業施設または公共娯楽施設における労働者の労働時間および休憩時間の1日当たりの合計時間は、店舗または商業施設においては11時間、公共娯楽施設においては14時間を超えてはならない。但し、管理人または警備員については、休憩時間は必要ないとされている(同条6項)。

なお、残業も一定の場合には認められるが、残業手当は平均賃金の2倍を支払わなければならない(同法10条)。

2 休暇および休日

休暇については、休暇および休日法に基づき、表1 のとおり規定されている。対象となる労働者には、常勤労働者のみならず、臨時雇用の者も含まれる(休暇および休日法2条4項)。

休日について、同法は総計14日の休日を規定しているが(同法3条1項)、現在に至るまでに変更が加えられ、現在の休日の総計は26日である。

- (1) ジェトロ「ヤングスタイル」2013年
(2) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012年度調査)」
(3) ILO労働人口統計2011年

表1

休暇の種類	内容	対象労働者
臨時休暇 (casual leave)	緊急の私的用事のため、1年間に6日間取得することができる。但し、1回の最大取得日数は3日間である。	全労働者
有給休暇 (earned leave)	休息、娯楽目的のために、連続して最大10日間取得することができる。	12ヶ月間以上勤務し、かつ、各月24日以上働いた労働者
医療休暇 (medical leave)	療養のため、1年に最大30日間取得することができる。	6ヶ月以上勤務した労働者

以上

弁護士 行方國雄

(1954年生)

Kunio Namekata
直通 / 03-6438-5503
MAIL / knamekata@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務
国際企業取引
企業合併・買収(M&A)
ベンチャー関連

金融取引
倒産処理 / 企業再建
紛争解決



【登録、所属】

第二東京弁護士会(1979)
ニューヨーク州(1995)

弁護士 堤 雄史

(1985年生)

Yuji Tsutsumi
直通 / 03-6438-5326
MAIL / ytsutsumi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務
国際企業取引
労務全般

紛争処理全般
ミャンマー法



【登録、所属】

第二東京弁護士会(2010)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料でセミナーを開催しております。2012年7月から10月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内につきましては、セミナー開催日の1ヶ月前を目処にTMIのHPの「Topics」(<http://www.tmi.gr.jp/information/topic/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、広報担当:蜂谷までお問い合わせ下さい。【電話】(03)6438-5511(代表)
【email】monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第55回セミナー(平成25年1月15日)

テーマ:「アフリカ(フランス語圏)への投資のノウハウとは?」

講師: ラカンパニーベンジャミン・ド・ロートシルト SA
ジョニー・エルハケム氏:

「サハラ砂漠以南のアフリカへの持続可能な投資について
"Doing well while doing good"」

ベルセイ&アソシエ法律事務所 ジェローム・ベルセイ氏:
「フランス語圏アフリカにおける企業法務の実務」

株式会社エスディーヴィージャパン ティモテ・ジョール氏:
「アフリカにおけるサプライチェーンの重要性」

コーディネーター: 外国法事務弁護士 Davy Le Doussal,
外国弁護士 千田多美

アフリカのフランス語圏の国々(約30カ国)は、フランス語を共通言語とするのみならず、フランス法の影響を非常に大きく受けた法的環境にあります。TMIフレンチデスクの企画による

本セミナーでは、アフリカにおける投資の専門知識と経験が豊富なフランスの法律事務所、投資ファンド及び物流会社の担当者らを講師として招き、アフリカのフランス語圏の国々への投資の可能性や特徴及び投資の具体例などについてご紹介しました。また、アフリカでの投資やビジネス展開をとりまく法律や税務の枠組み及び実務についてもご説明しました。

2 第56回セミナー(平成25年2月6日)

テーマ:「収益認識に係る会計の法的分析～商品売買契約を例として～」

講師: 弁護士 野間敬和、同 吉井久美子、同 戸口田佳奈子

「収益認識に係る会計」とは、企業に流れ込むキャッシュ・フロー(収益)を、会計上、企業がどのタイミングで収益として認識するかという問題です。本セミナーでは、企業の法務担当者が契約書の作成や検証を行う際に必要な、収益認識に係る会計に関する基礎的知識を、会計の専門家である公認会計士及び企業間取引に詳しい当事務所の弁護士が、一般的な商品売買契約を例として解説を行いました。

3 第57回セミナー(平成25年3月15日)

テーマ:「シンガポール及び周辺諸国の労務問題」

講師: 弁護士 下野健、同 関川裕

「シンガポールをはじめとする東南アジア諸国への日本企業の進出が加速していることは周知のとおりですが、進出企業の業種や進出地域を問わず必ず問題になるのが労務問題です。東南アジアでは、労働法の内容や実務は国によって大きく異なることから、対応に苦慮されているというお声を多数お聞きします。本セミナーでは、シンガポールとその周辺諸国(カンボジア、インドネシア、ミャンマー、タイ、ベトナム)における労働法制や労務管理の実務上の問題について、日本の労働法との比較の視点を交えながら、ご説明させていただきました。」

書籍紹介



実務に効く M&A・組織再編 判例精選

【著者】 弁護士 / 高山崇彦、荻野敦史、
宮下央、保坂雄、他

【発行日】 2013年5月

【出版社】 有斐閣

【価格】 2,800円(税込)

【判/頁】 B5判 / 256頁

本書は、「判例百選」を刊行している有斐閣が、より実務に活かすことができる判例集という視点で企画した「実務に効く 判例精選」という新シリーズの第一弾であり、M&A・組織再編をテーマにしています。法律事務所の枠を越えて、M&A実務の第一線で活躍する25人余の弁護士が執筆を担当しており、TMI総合法律事務所からは、高山崇彦弁護士(債務引受広告)、荻野敦史弁護士(株主の情報取得権)、宮下央弁護士(公開買付規制の適用)の4名が、それぞれが強みを持つ分野の執筆を担当しています。

本ニューズレターで採り上げて欲しいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部: TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長: tnakada@tmi.gr.jp 03-6438-5534(直通) / TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 中田 俊明